

広陵町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化を図り、もって災害に強いまちづくりを推進するため、地震時において倒壊し避難路等をふさぎ避難・救命・消火等の活動の妨げになる危険性の高い、又は大規模火災の可能性がある木造住宅の耐震診断を速やかに普及させることを目的とし、町内の木造住宅の耐震診断に関して所有者の申請に基づき予算の範囲内で助成を行う広陵町既存木造住宅耐震診断事業（以下「事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 県の定める奈良県木造住宅耐震診断に基づき、木造住宅の耐震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断員 奈良県木造住宅耐震診断員として県において登録された者をいう。

(事業対象区域)

第3条 事業の対象となる区域（以下「事業対象区域」という。）は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 奈良県地域防災計画に定める第1次及び第2次緊急輸送道路に沿う区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、広陵町住宅・建築物耐震化促進計画に定める区域
- (3) 町が指定する避難施設及び避難路の周辺で、避難誘導や救護活動の観点から耐震性の向上が必要な区域

(事業対象建築物)

第4条 事業の対象となる建築物（以下「事業対象建築物」という。）は、事業対象区域内に存在する住宅のうち昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であって、延べ床面積が250平方メートル以下で、かつ、地階を除く階数が2以下のものとする。

(事業対象者)

第5条 事業の対象となる者は、前条に規定する事業対象建築物の所有者（以下「事業対象者」という。）とする。ただし、町税を滞納している者を除く。

- 2 町長は、前項の町税を滞納している者が、町税の完納その他町長が認める措置を行ったときは、前項の規定にかかわらず事業対象者とすることができる。

(助成内容)

第6条 町長は、事業対象者の申請に基づき、耐震診断員の派遣を行う。

2 前項の派遣に要する経費は、事業対象建築物1件当たり5万円とする。

3 町は、耐震診断を実施した耐震診断員から耐震診断の実施結果に関する報告書の提出を受けた後、当該診断員に、前項に規定する経費を支払うものとする。

4 助成の対象は、事業対象建築物1棟に対し、1回限りとする。

(助成の申請)

第7条 前条による助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断(契約を含む。)に着手する前に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 広陵町既存木造住宅耐震診断事業助成申請書(第1号様式)

(2) 事業対象建築物の所有者が確認できる書類

(3) 事業対象建築物の建築時期が確認できる書類

(4) 事業対象建築物の位置図、住宅の外観写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成の決定)

第8条 町長は、前条の書類を受理し適当と認めるときは、助成の決定を行い、広陵町既存木造住宅耐震診断事業助成決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、助成の目的を達成させるために必要な条件を付することができる。

2 町長は、前条の申請を不適当と認めこれを却下するときは、広陵町既存木造住宅耐震診断事業助成申請却下通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認の申請)

第9条 助成の決定を受けた者「以下「助成決定者」という。」は、当該助成の決定に係る内容を変更しようとするときは、広陵町既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類を受理し適当と認めるときは、広陵町既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(中止承認の申請)

第10条 助成決定者は、当該助成の決定に係る耐震診断を中止しようとするときは、広陵町既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認申請書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類を受理し適当と認めるときは、広陵町既存木造住宅耐震診断事業助成中止決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(広陵町木造住宅耐震診断事業実施要綱の廃止)

2 広陵町木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成18年6月6日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、同日以降に申請のあったものから適用する。